

令和 7 年 10 月 10 日
北 秋 田 市

懲 戒 処 分 の 公 表

北秋田市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被 処 分 者	北秋田市消防本部予防課 主幹（51 歳） 男性
処 分 内 容	懲戒処分 戒告
処 分 日	令和 7 年 10 月 10 日
処 分 理 由	パワーハラスメント及び問題行為の訴えがあったことから、関係職員に対し事情聴取を行ったところ、パワーハラスメントに該当する行為を確認した。また、上司が決裁できないように文書の決裁区分を意図的に変更するなど、文書管理上の不適切な対応があった。 これらの行為は、法令遵守が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であるため、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに北秋田市職員の懲戒処分の基準等に関する規程により当該処分に付したものである。
消防長コメント	消防職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。 この事態を重く受け止め、より一層綱紀粛正を徹底して職員の意識改革を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。